

平成 31 年 2 月市議会 環境経済委員会資料

第 5 2 号議案 工事の請負契約の締結について

重要文化財 旧長崎英国領事館本館ほか保存修理第 2 期工事

目 次

1	工事の仮契約の概要	1 ページ
2	入札参加者及び入札結果	3 ページ
3	入札参加資格審査結果	4 ページ
4	制限付一般競争入札の概要	5 ページ
5	図面等	8 ページ

理 財 部
まちづくり部
文化観光部

平成 31 年 2 月



1 工事の仮契約の概要

第52号議案資料		担当	理 財 部 ま ち づ くり 部 文 化 観 光 部
工 事 名	重要文化財 旧長崎英国領事館本館ほか保存修理第2期工事		
契 約 金 額 (消費税込)	1,903,824,000円		
落 札 金 額 (消費税含まない)	1,762,800,000円		
相 手 方	<p>松井・大進・長崎土建特定建設工事共同企業体</p> <p>福岡市博多区博多駅前三丁目19番5号 松井建設株式会社九州支店 取締役執行役員支店長 盆子原 和利</p> <p>長崎市樺島町1番16号 大進建設株式会社 代表取締役 中村 知也</p> <p>長崎市出島町4番2号 株式会社長崎土建工業所 代表取締役社長 上山 信宏</p>		
工 期	議会の議決を得た日から平成37年6月30日まで		
契 約 の 方 法	一般競争入札（制限付一般競争入札）		
入 札	入札年月日	平成31年1月21日	
	入札回数	1回	
	入札参加者 及び入札結果	3ページ記載のとおり	
	<p>1 工事場所 大浦町</p> <p>2 工事内容</p> <p>(1) 本館・附属屋 構造補強工事 一式 免震装置設置工事 一式 煉瓦躯体復旧工事 一式 各種仕上げ復旧工事 一式 その他工事 一式</p>		

工 事 概 要	(2) 職員住宅煉瓦棟	木軸部解体復旧工事 一式 構造補強工事 一式 各種仕上げ復旧工事 一式 その他工事 一式
	(3) 職員住宅木造棟	煉瓦基礎復旧工事 一式 構造補強工事 一式 木軸組復旧工事 一式 各種仕上げ復旧工事 一式 その他工事 一式
	(4) 旧門番所	木部復旧工事 一式 屋根復旧工事 一式 各種仕上げ復旧工事 一式 その他工事 一式
	(5) 職員住宅便所	構造補強工事 一式 屋根復旧工事 一式 木軸組復旧工事 一式 各種仕上げ復旧工事 一式 その他工事 一式
	(6) そ の 他	電気設備工事 一式 機械設備工事 一式 各種塀の耐震補強工事 一式 外構工事 一式 その他工事 一式

財 源 内 訳		財源内訳					
		工事費 (※)	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	予算額	千円 1,940,238	千円 970,119	千円 -	千円 921,613	千円 -	千円 48,506
	契約額	千円 1,903,824	千円 951,912	千円 -	千円 904,316	千円 -	千円 47,596
差引	千円 36,414	千円 18,207	千円 -	千円 17,297	千円 -	千円 910	

※ 平成30年度から平成37年度までに係る事業費についての継続費の一部

2 入札参加者及び入札結果

予 定 価 格 (消費税含まない)	1,762,827,000円
最低制限価格 (消費税含まない) (最低制限価格率)	1,580,021,840円 (89.63%)

※下記入札金額については、消費税は含まない。

(円)

番号	業 者 名	第1回 (入札率)	第2回 (入札率)	結 果
1	松井・大進・長崎土建特定建設工事共同企業体	1,762,800,000 (100.00%)	—	落札

※入札率は、小数点第三位を四捨五入

3 入札参加資格審査結果

番号	業者名	代表構成員名	総合数値 (点)	施工実績	
		その他構成員名		工事名	金額(円)
1	松井・大進・長崎土建特定 建設工事共同企業体	松井建設(株)九州支店	1,792	重要文化財 旧下関英国 領事館保存修理第2期工事	504,426,300
		大進建設(株)	1,168		
		(株)長崎土建工業所	1,178		

4 制限付一般競争入札の概要

(1) 入札に付する事項

- ア 工事名 重要文化財 旧長崎英国領事館本館ほか保存修理第2期工事
- イ 工事場所 長崎市大浦町1番37号
- ウ 工事内容 本館:煉瓦造2階建 延べ面積 868㎡
附属屋:煉瓦造平屋建 延べ面積 121㎡
本館・附属屋:構造補強、免震装置設置、煉瓦躯体復旧、各種
仕上げ復旧 ほか
職員住宅煉瓦棟:木軸部解体復旧、構造補強、各種仕上げ復旧
ほか
- エ 工期 議会の議決を得た日から平成37年6月30日まで

(2) 資格要件

- ア 共同企業体としての要件
- (ア) 自主的に結成された共同企業体であること。
 - (イ) 工事施工方式は、共同施工方式(甲型)とする。
 - (ウ) 共同企業体は、3者で構成するものとし、(2)イ及び(2)ウの代表構成員の資格要件を満たすもの1者と、(2)イ及び(2)エのその他構成員の資格要件を満たすもの2者の組み合わせとする。ただし、各構成員は本入札に参加する他の共同企業体の構成員となることができない。
 - (エ) 一構成員の出資比率の最小限度は20%とする。
 - (オ) 存続期間は、次に掲げる共同企業体の区分に応じ、それぞれに定める期間とする。
 - a 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体
成立してから、当該工事の請負契約の履行後3箇月以上
 - b 当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体
成立してから、当該工事の請負契約が締結された日まで
 - (カ) 共同企業体の一構成員の代表者(入札・契約締結権限を有する受任者(以下「受任者」という。)を含む。)が、同一の共同企業体の他の構成員の代表者(受任者を含む。)を兼ねていないこと。
- イ 共同企業体の構成員の資格要件
- (ア) 長崎市契約規則(昭和39年長崎市規則第26号)第2条第1項に規定する者(同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。)に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
 - (イ) 長崎市建設工事等入札参加資格者名簿(建設工事)に登録がある者であること。
 - (ウ) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱の規定に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づ

く再生手続開始の申立てがあった者(更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格業者として認定された者で、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと。

(オ) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

(カ) 本市競争入札参加資格の更新期限が経過していない者であること。

(キ) 共同企業体の各構成員の各代表者(受任者を含む。)が、本入札に参加する他の共同企業体の各構成員の各代表者(受任者を含む。)と同一の者になっていない者であること。

(ク) 開札日(初回入札の開札日をいう。以下同じ。)の前日から起算して1箇月前に当たる日から開札日までの期間に本市又は本市上下水道局が行った他の建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札において、1件の落札価格(消費税込み。共同企業体の場合は、落札価格を各構成員の出資比率で按分した額)が1億5千万円以上の落札をしていない者であること。

(ケ) 次のいずれにも該当しない者であること。

a 開札日の前日から起算して5箇月前に当たる日から開札日までの期間に、本市又は本市上下水道局が行った予定価格が1億5千万円以上の建設工事(本工事と同一系工種(※)に限る。)の請負契約に係る制限付一般競争入札(bにおいて「執行済特定入札」という。)において落札をした者(その者が共同企業体の場合にあっては、当該共同企業体への出資比率に応じて当該予定価格を按分した額が1億5千万円以上となる構成員に限る。)

b 開札日の前日から起算して3箇月前に当たる日から開札日までの期間に、執行済特定入札において落札をした共同企業体の構成員であって、当該共同企業体への出資比率に応じて当該執行済特定入札の予定価格を按分した額が1億5千万円未満の者

(※) 同一系工種とは、建築一式、大工、左官、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、建具、消防施設及び清掃施設とする。

ウ 代表構成員の資格要件

(ア) (2)イ(イ)の名簿に本工事の工種に係る登録があり、特定建設業の許可を有する者であること。

(イ) 本市における本工事の工種に係る公告日現在の総合数値が1000点以上である者であること。

(ウ) 次のaかつbの条件を満たす者であること。

a 元請(共同企業体においての実績はその他構成員としての実績も含む。)として過去10か年の間に、国、地方公共団体等(民間事業者を含む。)と文化財建造物(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条、

第109条第1項若しくは第182条第2項の規定に基づき指定された文化財又は同法第142条の規定に基づき市町村が定める地区において伝統的建造物群を構成している建築物をいう。)の保存修理に係る工事の契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者

- b 元請として過去10か年の間に、国、地方公共団体等と本工事の工種に係る工事の契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者で、かつ、その請負金額（共同企業体の場合は、請負金額を各構成員の出資比率で按分した金額）が7,000万円（消費税込み）以上である者

(エ) 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある本工事の工種に係る監理技術者を専任で配置できる者であること。なお、当該技術者については、入札参加申請書の提出期限日を含め連続して3箇月以上の雇用関係にあること。

エ その他構成員の資格要件

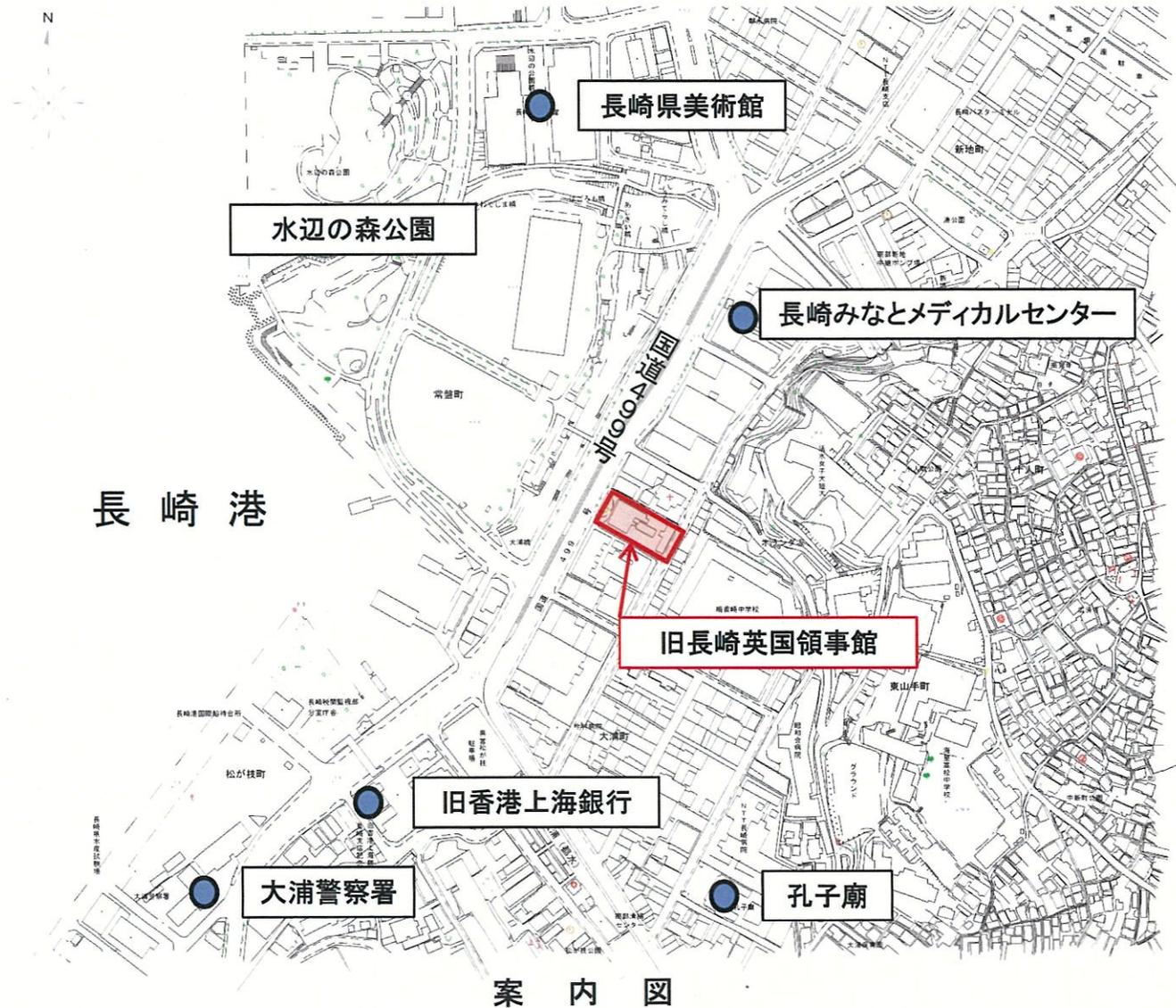
(ア) 長崎市内に本店を有する者であること。

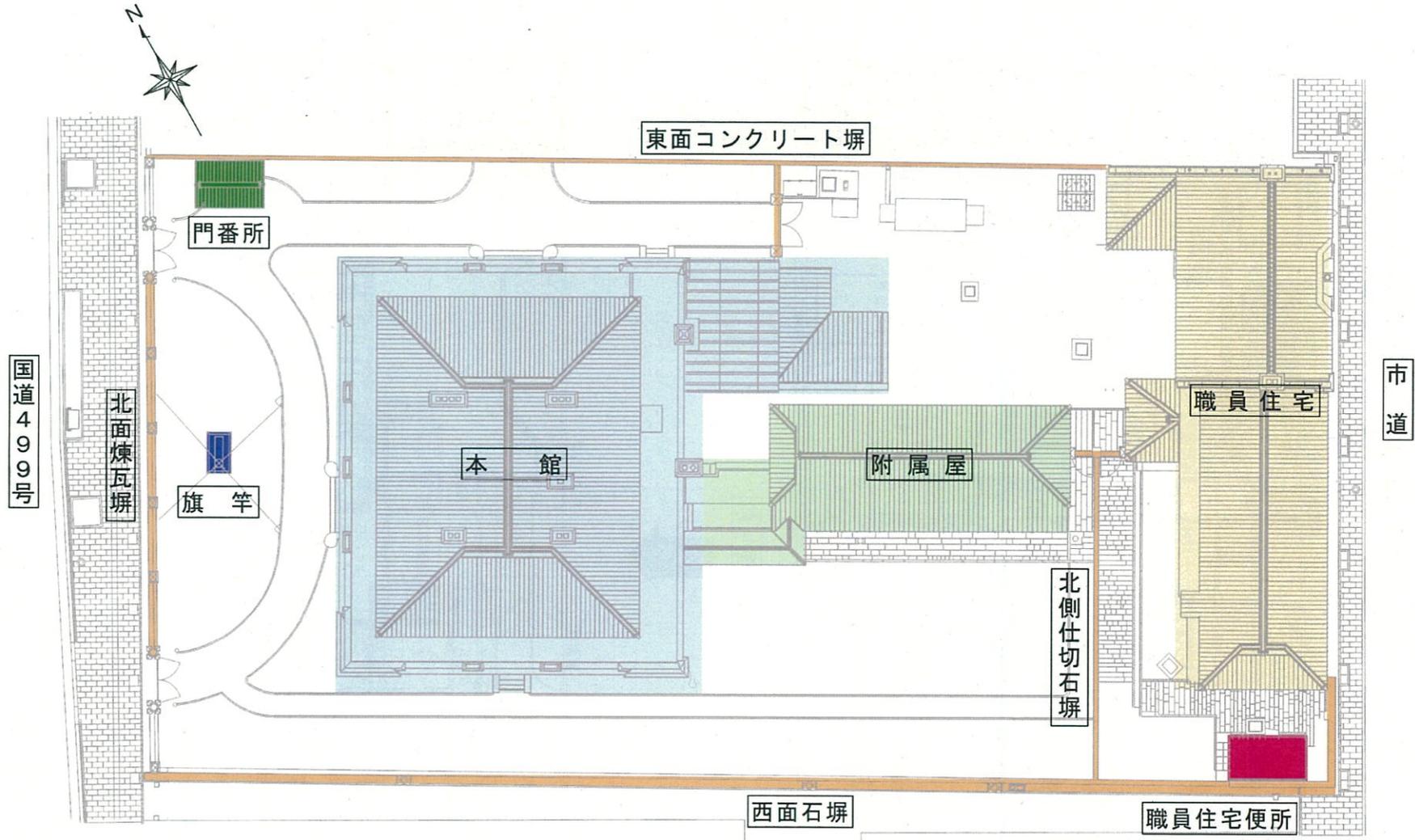
(イ) (2)イ(イ)の名簿に本工事の工種に係る登録がある者であること。

(ウ) 本市における本工事の工種に係る公告日現在の総合数値が1000点以上である者であること。

(エ) 建設業法の規定に基づき直接的かつ恒常的な雇用関係にある本工事の工種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を主任技術者として専任で配置できる者であること。なお、当該技術者については、入札参加申請書の提出期限日を含め連続して3箇月以上の雇用関係にあること。

重要文化財 旧長崎英国領事館本館ほか保存修理第2期工事



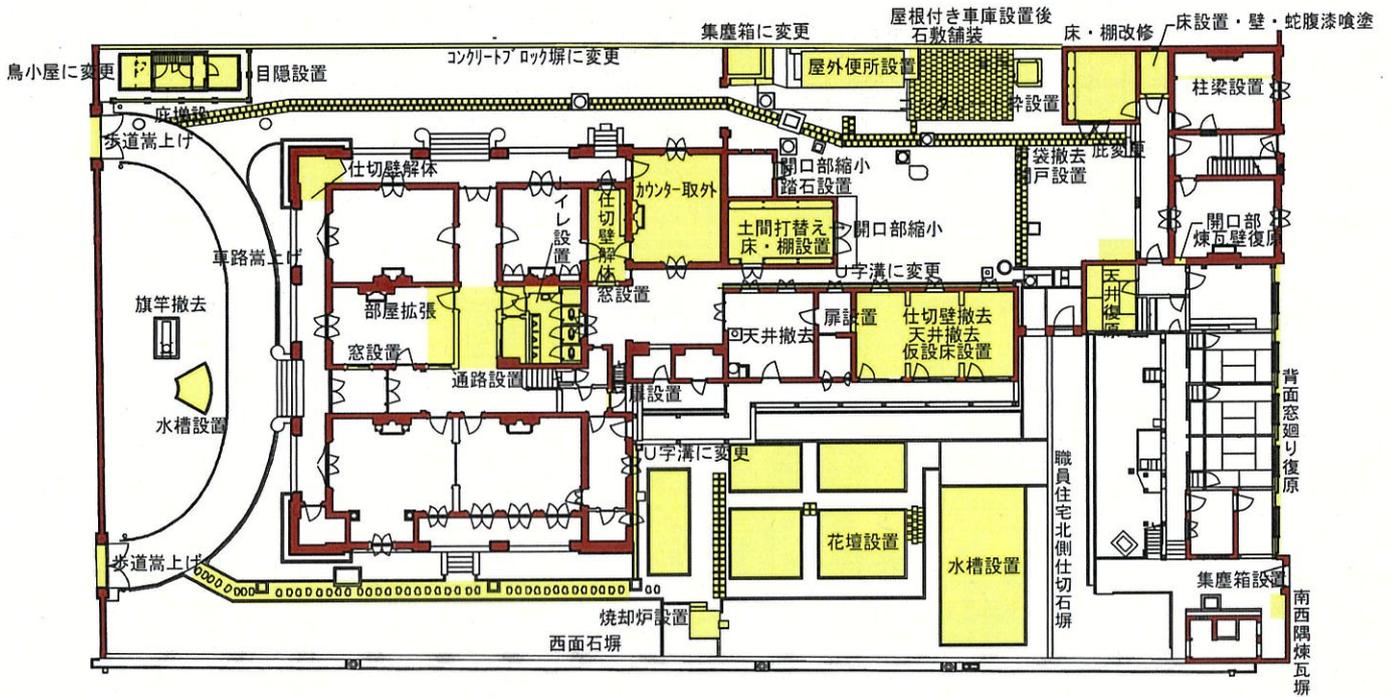


配置図

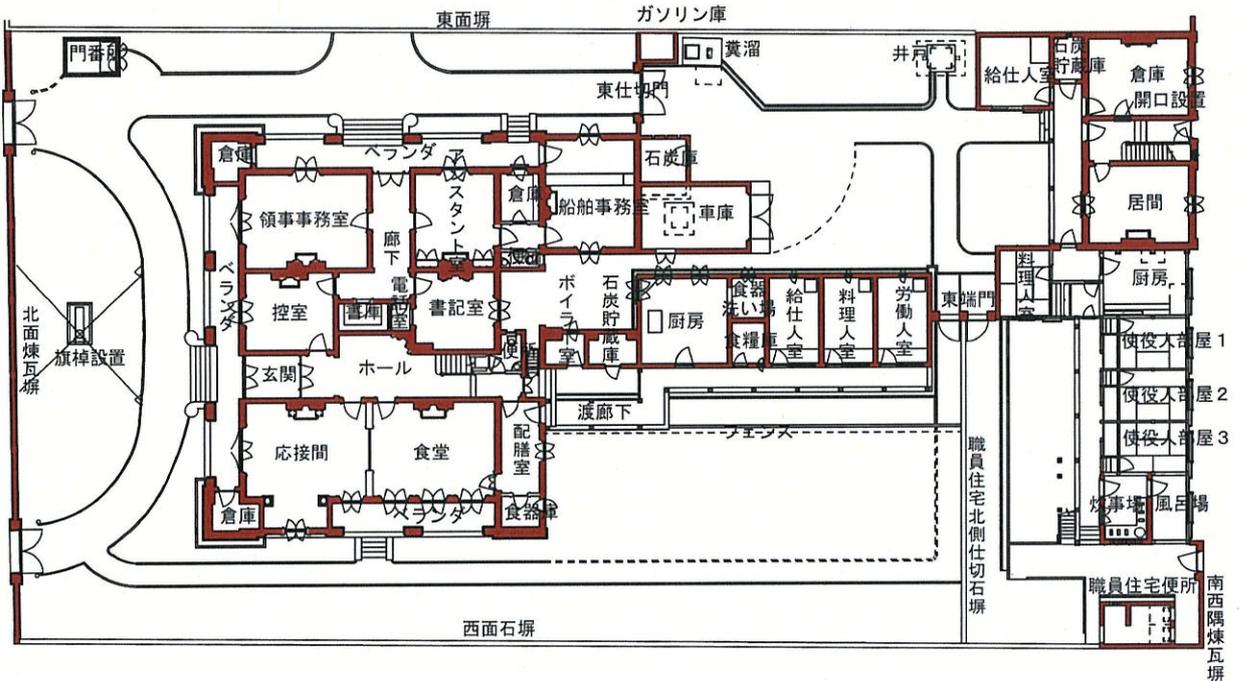
用途地域 【商業地域】 準防火地域
 敷地面積 2,171.00㎡
 延べ面積 1399.0㎡ (本館、附属屋、職員住宅)

1階平面変遷図

着色部は創建時より変更された個所を示す



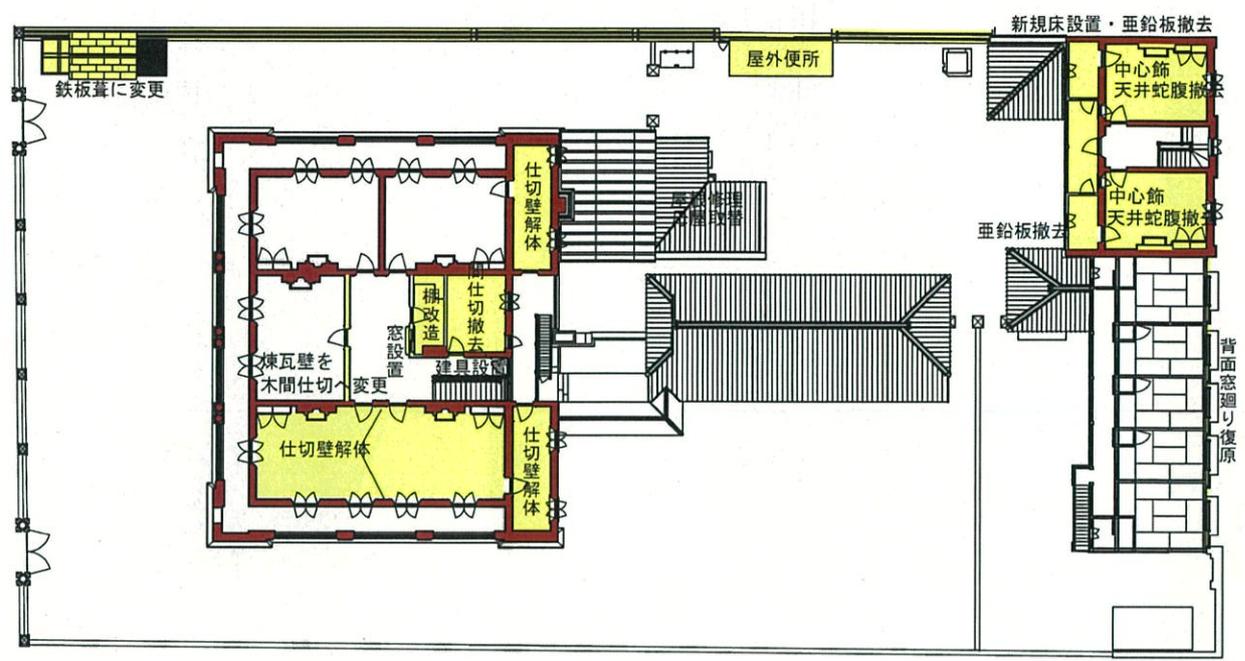
修理前



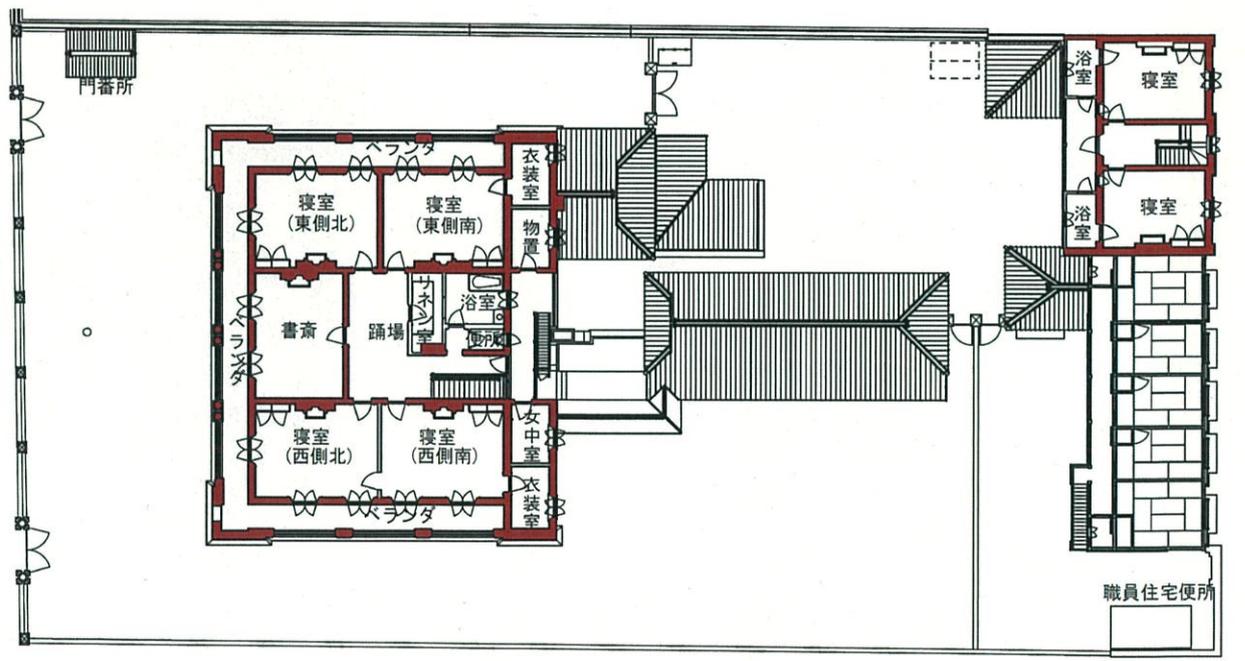
修理後

2階平面変遷図

着色部は創建時より変更された個所を示す



修理前



修理後

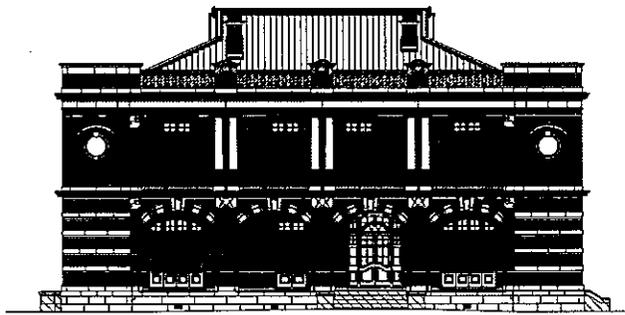
本館



東立面図



西立面図

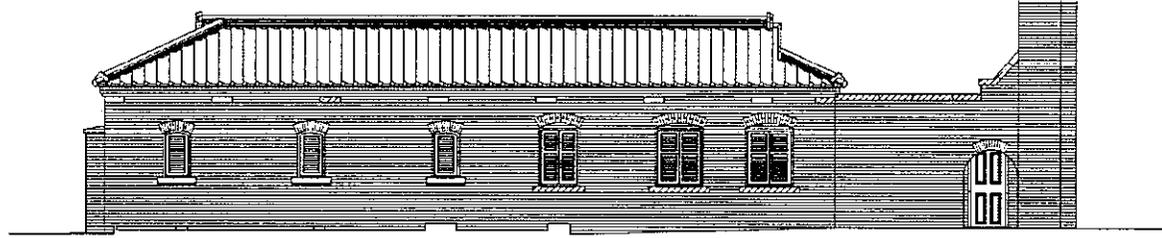


北立面図

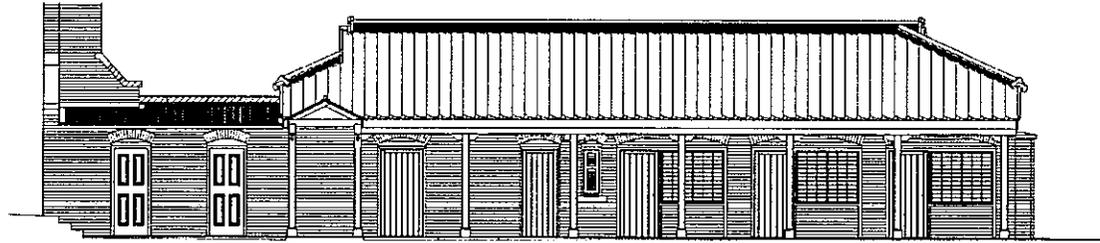


南立面図

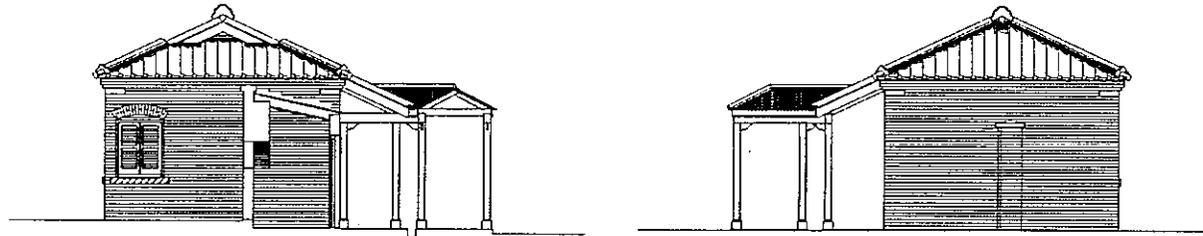
附属屋



東立面图



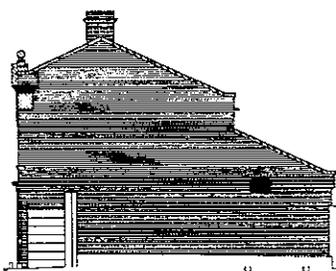
西立面图



北立面图

南立面图

職員住宅

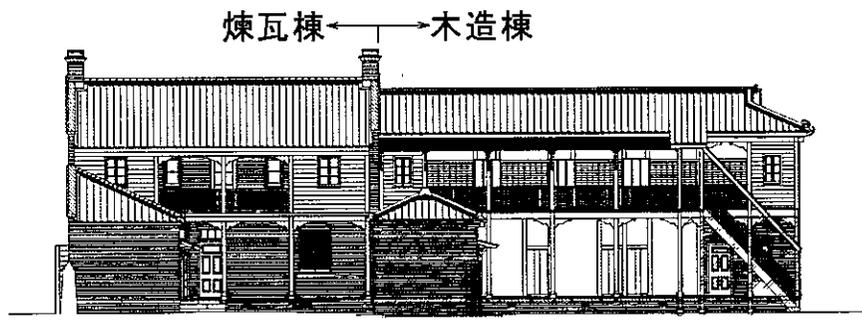


東立面図
煉瓦棟

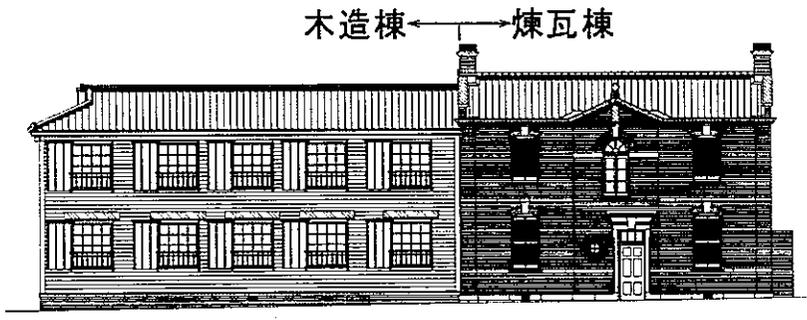


西立面図
木造棟

14



北立面図

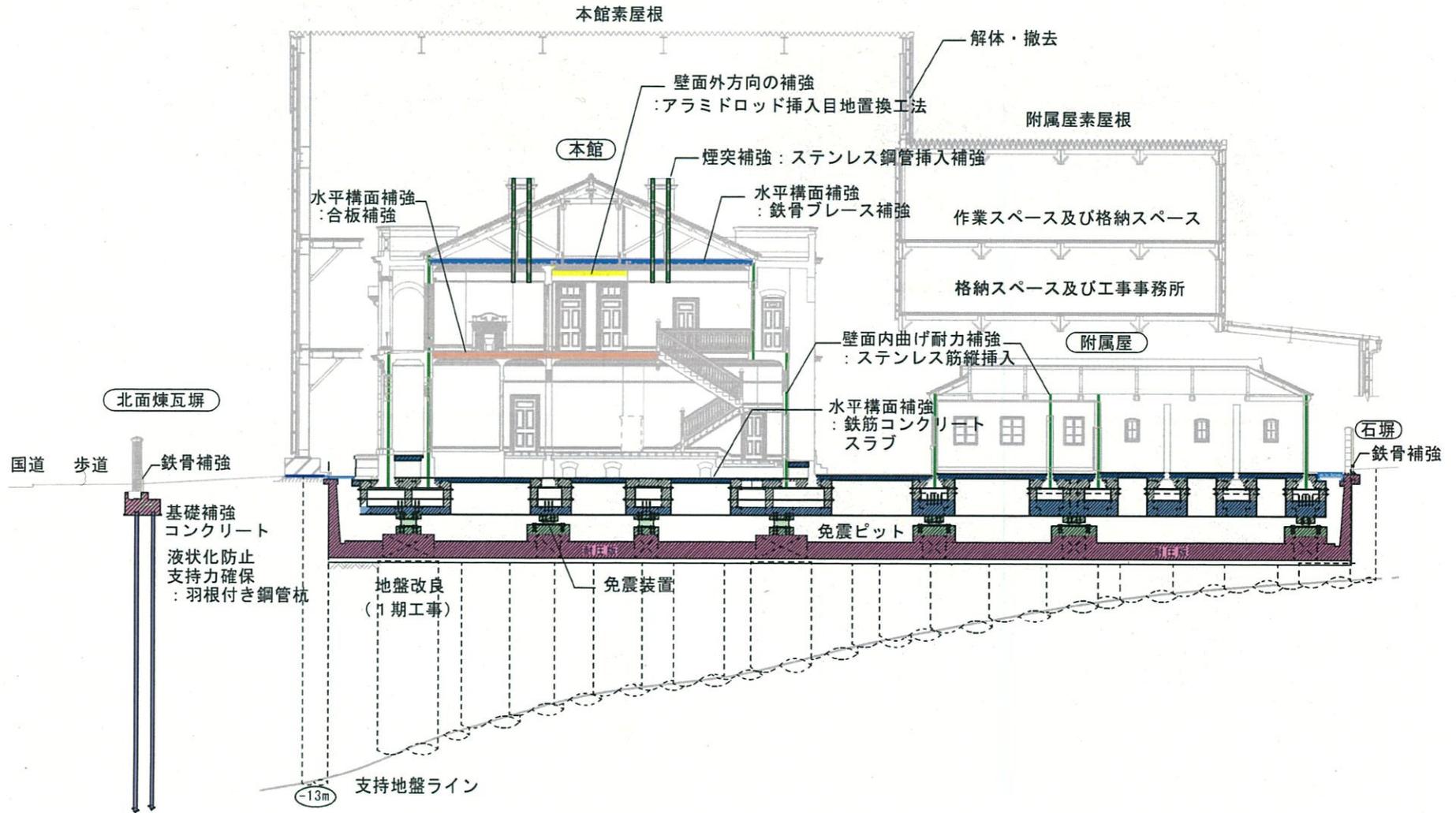


南立面図

基礎及び構造補強図

※着色部分が2期工事範囲を示す

15



施工状況写真



外観(北面 国道499号側)



外観(南面 市道側)



屋根解体完了状況



基礎下掘削完了状況